

第2回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年8月21日（金）【午後1時30分開会】

1. 開催日時 令和2年8月21日（金）午後1時30分から午後2時40分
2. 開催場所 壬生中央公民館 研修室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員 2人
1番 癸生川 悦亮 2番 星川 旭
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第6 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第7 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第9 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第10 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年8月21日（金）【午後1時30分開会】

●局長 定刻になりましたので、第2回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 あいさつ

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、1番 刀川正己 委員、2番 大橋好一 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をいたさせます。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・7月28日(火) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。
- ・7月31日(金) 新任の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が護国会館において開催され、高橋敏男農業委員・高橋宏治農業委員・癸生川悦亮推進委員・星川旭推進委員・小島高雄推進委員・賀長紀好推進委員・鈴木良一推進委員・廣澤薫推進委員・刀川利夫推進委員・清水正美推進委員、事務局から岡補佐が出席いたしました。
- ・8月12日(水) 国民健康保険運営協議会が役場正庁において開催され、清水利通農業委員が出席いたしました。
- ・8月18日(火) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、刀川正己農業委員、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、癸生川悦亮推進委員・星川旭推進委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

8/5（水）締切りの時点で、3件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

貸 人 _____（中泉2） 自作地293㎡

借 人 _____（中泉2） 自作地293㎡

（土地の表示）

壬生町大字中泉_____	畑	1311㎡
壬生町大字中泉_____	田	2858㎡
壬生町大字中泉_____	田	2783㎡
壬生町大字中泉_____	田	1570㎡
壬生町大字中泉_____	田	999㎡
壬生町大字中泉_____	田	829㎡
壬生町大字中泉_____	田	565㎡
壬生町大字中泉_____	田	300㎡
壬生町大字中泉_____	田	3553㎡
壬生町大字中泉_____	田	2396㎡
壬生町大字中泉_____	畑	128㎡
壬生町大字中泉_____	畑	1638㎡
壬生町大字中泉_____	畑	436㎡
壬生町大字中泉_____	田	1951㎡
壬生町大字中泉_____	田	4538㎡
	合 計	25855㎡

使用貸借権の設定 10年間 稼働 3人

第2項

譲渡人 _____（壬生下馬木）自作地259㎡ 貸付地11㎡

譲受人 _____（三好町）自作地149㎡ 借受地63㎡

（土地の表示）

壬生町大字壬生甲_____ 田 2039㎡

売買による所有権移転（_____円/10a） 稼働 3人

第3項

譲渡人 _____ (埼玉県) 自作地 49㌥ 貸付地 53㌥
譲受人 _____ (松原) 自作地 266㌥ 借受地 67㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____	田	1490㎡
壬生町大字羽生田 _____	田	1507㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	396㎡
壬生町大字羽生田 _____	畑	595㎡
	合計	3988㎡

売買による所有権移転田 (_____ 円/10a) 畑 (_____ 円/10a)
稼働 4人

なお、第1項から第3項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関孝男 委員

●4番 大関孝男 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る8月10日に 貸人 _____ 氏 立会いのもと、大橋好一委員、白井正敏推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋好一 委員

●2番 大橋好一 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る8月9日に 譲受人 _____氏 立会いのもと、高橋敏男委員、戸崎浅一推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件について、去る8月10日に 譲受人 _____氏 立会いのもと、刀川正己委員、青木幸一推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

8/5(水)締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

申請人 _____ (上三川町)

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 971㎡

太陽光発電設備敷地

第2項

申請人 _____ (壬生下馬木)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 畑 380㎡

農業用倉庫敷地

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても去る8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、8月18日（火）に私と 大橋 好一委員、高橋 敏男委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。
申請地は_____の北西約200メートルに位置する農地で、立地基準は、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、310ワットのパネル360枚、合計出力111.6キロワットの太陽光発電設備を予定しております。

なお、事業資金 _____万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員（2項案件について報告）

次に 第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南西に約500メートルに位置する農地で、立地基準は第1種農地に該当します。

申請人は苺栽培を主として農業経営を行っておりますが、事業規模の拡張と共に、既存の農業用倉庫では手狭になっている状況であり、母屋敷地に隣接する申請地に農業用倉庫を建築することで、農作業の効率化にも繋がることから、今回の申請に

至りました。

なお、事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませております。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

-
- 議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

8/5(水)締切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (上長田1)

譲受人 _____ (上長田1)

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____ 田 9 4 ㎡

自己用住宅敷地拡張 所有権の移転 贈与

第2項

貸 人 _____ (東原)

借 人 _____ (東原)

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____	田	200㎡
壬生町大字福和田_____	田	40㎡
	合計	240㎡

自己用住宅敷地 使用貸借権の設定 50年間

第3項

賃貸人 _____ (田向稲荷内) _____ (田向稲荷内)
賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____ (東京都)

(土地の表示：_____)

壬生町大字藤井_____	畑	11㎡
壬生町大字藤井_____	畑	12㎡
壬生町大字藤井_____	畑	44㎡
壬生町大字藤井_____	畑	33㎡
壬生町大字藤井_____	畑	640㎡

(土地の表示：_____)

壬生町大字藤井_____	田	143㎡
壬生町大字藤井_____	田	773㎡
	合計	1656㎡

店舗敷地 (コンビニエンスストア) 賃借権の設定 30年間

第4項

譲渡人 _____ (小山市)
譲受人 _____ (宇都宮市)
_____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁_____	畑	495㎡
---------------	---	------

自己用住宅敷地 所有権の移転 売買

第5項

賃貸人 _____ (東原)
賃借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____	畑	12257㎡
---------------	---	--------

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

第6項

貸人 _____ (中央)

借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田_____ 畑 499㎡

自己用住宅敷地 使用賃借権の設定 20年間

第7項

譲渡人 _____ (国谷外道)

譲受人 _____株式会社 代表取締役 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字国谷丙_____ 田 1279㎡

太陽光発電設備敷地 所有権の移転 売買

第8項

賃貸人 _____ (三好町) _____ (旭町)

賃借人 有限会社_____ 代表取締役 _____ (壬生)

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲_____ 田 895㎡のうち300㎡

壬生町大字壬生甲_____ 田 1590㎡のうち300㎡

壬生町大字壬生甲_____ 畑 978㎡のうち100㎡

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲_____ 畑 793㎡のうち100㎡

合計 800㎡

_____川護岸工事に係る作業用敷地及び進入路 賃借権の設定 2ヶ月間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても去る8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ8月18日(火)に同じメ

ンバーで調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から北に約300メートルに位置する農地で、立地基準は、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請者が住宅敷地の拡張を検討していたところ、叔父から申請者の住宅に隣接する土地を提供してもらえることになり、今回の申請に至りました。

開発許可については、栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (2項案件について報告)

次に 第2項案件についてご報告します。

申請地は_____の約500メートル西に位置する農地で、立地基準は、第1種農地となります。

事業計画書によると、申請者が戸建住宅の建築を検討していたところ、祖父から土地を提供してもらえることになり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため、選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続する予定で、雨水は敷地内 浸透処理の予定です。

なお、事業資金 _____万円については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査 承認結果通知が添付されております。開発許可について

は栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外である「集落に接続して設置される住宅」に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____の約100メートル東の農地で、立地基準は、第1種農地となります。

事業計画書によると、賃借人の(株)_____は、今回、壬生町での開業を目指しており、申請地が県道 _____線沿いに位置し、周辺に____、_____があることから、道路利用者および周辺集落の利便性向上に必要性が高いと考え、店舗運営のための十分な要件を完備していることから今回の申請に至りました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、また、雨水は浸透槽を設け、敷地内で浸透処理する計画となっています。なお、事業資金は自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外である「都道府県道の沿道の区域に設置される休憩所」に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 清水利通 委員

7筆ありますが、赤道の部分はどうなりますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

払い下げになると聞いています。

○5番 篠原正明 委員

事業資金はどのくらいですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

_____万円です。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____の南東に位置する農地で、立地基準は、第2種農地となります。

事業計画書によると、申請者が戸建住宅の建築を検討していたところ、祖父の兄弟が所有する土地が条件に適しており、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため、適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資と自己資金で対応するため、融資証明書および残高証明書が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員(5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西に約200メートルに位置する農地で、立地基準は、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大4.0mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の(株)_____に出荷する予定で、埋戻しの用土は鹿沼市内の_____ (株)から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地・前々回地ともに農地への復元が完了している状況となっております。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金約_____万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、8月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (6項案件について報告)

申請地は、_____の南側に位置する農地で、立地基準としては、第1種農地となります。

事業計画書によると、申請者が戸建住宅の建築を検討していたところ、祖父から土地を提供してもらえることになり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため、適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続する予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査 承認結果通知が添付されております。申請地は元々農振農用地であります。令和2年5月1日付で農振除外が許可されており、また、開発許可についても栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外である「集落に接続して設置される住宅」に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、第3種農地に該当します。事業計画書によりますと、335ワットのパネル324枚、合計出力108.54キロワットの太陽光発電設備を予定しております。なお、事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

現地にて申請地の状態を確認したところ、地面に砂利が入り、地固めされているような状態でありました。登記は“田んぼ”で残っておりますが、課税現況は10年以上前に雑種地となっております。実際、農地復元は難しい状況に見えました。

ただし、調査委員会として、そのまま許可するのではなく、今回は許可保留とし、始末書等を提出させ、何らかの整理をつけた上で、来月以降の許可とすることが適切かと思えます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの、調査委員長からの報告は保留となっております。この件について発言のある方は挙手をお願いいたします。

○9番 早乙女誠 委員

そこは前回問題になった土地の隣ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

はい、そうです。

●1番 刀川正己 委員

_____の西側です。

●事務局 宇賀神農地調整係長

_____さんに電話で確認したところ、_____が出来た頃から田から水が出るようになってしまった。何度も土を入れ、黒土を入れたが埒が明かなかった。そこで砂が混じった土を入れて踏み固めたと言っていました。今回は地主の違反で、この土地は第3種農地なので、許可しないというのは難しい。

また、農地復元は難しいのと、地主から顛末書を提出させたいうえで許可を審議する。

○6番 高橋宏治 委員

_____さんが他に持っている農地はきちんと耕作されているのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

2000～3000 ㎡を所有しています。相続で所有しています。

○6番 高橋宏治 委員

その農地はどのような状況なのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

確認はしていません。

○議長 他に発言が無いようですので、議案第3号第7項について、委員長報告のとおり保留とすることによろしいですか。

(異議なし)

○議長 それでは、議案第3号第7項は保留といたします。

○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告します。

申請地は、国道____号線 _____の南に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、町建設課より受注した____川越流防止のための大型土嚢設置工事を実施するにあたり、隣接地である申請地に、土嚢を設置するための工事用道路および建設用機械置場等が必要となることから、今回の申請に至りました。

なお、事業資金____万円については、全額自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第8項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請ついて」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書6ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

8/5(水)締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (上田2)

賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____ (栃木市)

土地	壬生町大字上田 _____	畑	1, 160㎡
	壬生町大字上田 _____	畑	228㎡
		合計	1, 388㎡

資材置場を目的として、当初、平成30年6月20日付壬農委指令第5-50号で平成30年6月20日～平成31年6月19日までの転用許可を受け、令和元年7月22日付壬農委指令第40号で期間延長のための第1回目の事業計画変更許可を受けており、今回、令和3年6月29日までの期間延長のための事業計画変更申請となっております。

一時転用については最長3年とされており、県からの通知にも記載されております。終わらなかった場合については、当該目的の事業を中止し、農地への復元を行うことになるかと思います。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ8月18日（火）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約400メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地となります。

平成30年6月20日付で、隣接する山林に太陽光発電設備を設置するための資材置場として、既に一時転用の許可を受けております。申請書によりますと、予定していた太陽光発電事業が、資材不足により工事に遅れが生じ、事業が完了できていない状況であるため、令和3年6月19日までの期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明いたします。議案書8ページのとおり、1件・1筆・面積合計が1,352㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明いたします。

議案書9・10ページのとおり、2件・18筆・面積合計が20,967㎡となっ

ております。

所有権移転分についてご説明します。

議案書 11 ページのとおり、1 件・2 筆・面積合計が 1, 829 ㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2 番 大橋好一 委員

使用貸借権で何筆か借りて野菜を作る方がいるようだが、何を栽培するのかをもう少し詳しくわかるといいかと思えます。

○議長 それでは採決いたします。議案第 5 号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 5 号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第 7 報告第 1 号「非農地証明願いの件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第 1 号「非農地証明願いの件について」は、議案書の 12 ページの 3 件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8 番 清水利通 委員 (1 項案件について報告)

7 月 25 日に、戸崎浅一推進委員と現地調査をいたしました。

昭和42年に農業用倉庫を建築して以降、隣接している宅地と一体化して使用していることを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水利通 委員 (2項案件について結果報告)

8月25日に、癸生川悦亮推進委員と現地調査を行いました。
昭和56年頃から主に駐車場として使用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 続いて、第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員 (3項案件について結果報告)

8月12日に、川嶋敏雄推進委員と現地調査を行いました。
平成6年4月から_____の敷地と一体利用及び、_____敷地として利用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」を事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの3件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの7件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、

内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局説明（岡補佐）

- ・農地パトロールについて
- ・全国農業新聞について
- ・農業者年金加入推進部長の推薦について

事務連絡

1. 農業委員会慰労会決算報告について
2. 第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
3. 記念写真・身分証明書・アマビエキーホルダーの配布について
4. 作業着等の配布について（新任のみ）
5. 活動記録ノートについて

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第2回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後2時40分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

1 番 _____

2 番 _____